

軽度発達障害児の学校不適応問題の実態と対応システム の構築に関する実践的研究

研究代表者 高橋 智（東京学芸大学総合教育科学系・連合学校教育学研究科）
谷田悦男（東京学芸大学大学院修士課程・埼玉県立所沢養護学校）
内野智之（東京学芸大学大学院博士課程・神奈川県立相模原養護学校）

【要旨】

近年、発達障害児への不適切な対応や放置の結果、しばしば不登校・ひきこもり、精神神経的症状（無気力、抑鬱、統合失調症様状態、解離性障害、強迫性障害）、いじめ・被虐待、暴力的噴出、非行、行為障害・触法行為などを含み、対人関係・社会的行動面で著しい適応困難を示す各種の「不適応問題」を引き起こすことが指摘され始めている。しかし学校現場における発達障害児の不適応問題の実態についてはほとんど未検討である。そこで本研究では、埼玉県内の高校の養護教諭を対象に、LD・ADHD・アスペルガー障害・高機能自閉症・軽度知的障害等を有する発達障害生徒の学校不適応の実態調査を実施し、彼らの困難・ニーズと学校の対応の実態および当面する課題を明らかにした。調査の方法は質問紙調査票を作成し、それを埼玉県内の国・公・私立高校全245校の養護教諭に郵送して実施した。調査期間は2006年6月1日～8月1日、102校から回答があり、回収率は41.6%であった。

高校で著しい不適応状態を示す生徒数は78人、そのうち統合失調症・うつ病などの精神神経疾患24人を除いた24校54人について、障害種別ではアスペルガー障害が31.5%と最も多く、高機能自閉症と合わせると約4割となつた。不登校・ひきこもりの事例5人全員がアスペルガー障害、精神神経的症状を示す10人のうち6人がアスペルガー障害・高機能自閉症の生徒であるが、「体育の授業でいやな種目がある時や友達関係で傷つくとパニック状態になり自分のブラウスをビリビリに破る」などはこれまで適切な対応がなかったために二次障害を引き起こしている事例と思われる。暴言・暴力の事例ではアスペルガー障害・高機能自閉症とADHDとの間で違いがみられ、前者では「体育祭の最中に暑さと騒音に耐え切れずパニックになり机・椅子を投げる」「頑固な規範意識があり他人の言動が許せず叩いてしまう」など暴力行為の背景に本人なりの理由があるとする記述が全員にみられたが、ADHDの場合には「ちょっととしたことで暴力的になり自己をコントロールできない」など暴力行為の原因を捉えにくいというものであった。

高校における軽度の発達障害生徒が有する各種の困難・ニーズについての把握と対応はほとんど未着手であった。「以前に勤務していた学校はいわゆる『困難校』といわれるところで、今思うとLDやADHDの生徒が大勢いたのではないか。しかし私も含めて全く理解がなかったので謹慎等の処分を受けることが多々あった」という記述にもみられるように、非行・問題行動等と発達障害との関連について検討されることもなく、生活指導上の処分対象となり、結果として中途退学となった事例も少なくないと推定される。高校の生活指導においても発達障害の理解と対応が重要であると同時に、高校における発達障害生徒の特別支援教育の保障は不可欠の課題である。

【キーワード】軽度発達障害、学校不適応、高校、養護教諭調査、不登校・ひきこもり、精神神経的症状、いじめ・被虐待、暴言・暴力

【はじめに】

文部科学省の「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」（2003年）では、「不登校との関連で新たに指摘されている課題」として「学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（ADHD）等の児童生徒については、周囲との人間関係がうまく構築されない、学習のつまずきが克服できないといった状況が進み、不登校に至る事例は少なくないとの指摘もあることや「不登校は、『学校に行きたいけれども行けない』といった心の問題としてとらえられることが多いが、不登校の中には、あそび・非行による怠学、LD、ADHD等による不適応、病気、虐待等を要因としたものも含まれ、不登校対策はそれらの多様な実態を視野に入れたものでなければならない」ことが提起されている。

こうした指摘のように、最近の発達障害研究にお

いては、LD・ADHD・アスペルガー障害・高機能自閉症・軽度知的障害等を有する発達障害児への不適切な対応や放置の結果において不登校以外にも、しばしばひきこもり、精神神経的症状（無気力、抑鬱、統合失調症様状態、解離性障害、強迫性障害）、いじめ・被虐待、暴力的噴出、非行、行為障害・触法行為などを含み、対人関係・社会的行動面で著しい適応困難を示す各種の「不適応問題」を引き起こすことが指摘され始めている。しかしながら学校現場における発達障害児の不適応問題の実態についての実証的研究はほとんど未着手の状況にある。

さて発達障害と不適応に関する研究は医学分野でも次第に関心を集めている。杉山（2000a）は、①教育における対応が不十分で、教師の知識が乏しく適切な対応がなされないことから軽度の発達障害児の

問題行動が憎悪する悪循環が生じること、②結果として二次的に反応性の情緒的な問題や精神科的な問題を併発すると指摘している。小枝（2002,2003）は「小児科外来を受診する学習障害児では、心身症を合併していたり、不登校になっていたりしている児も少なくない」と述べ、①学習障害は認知障害による学業不振が一次的な問題であるが、小学校高学年以降になると学校不適応などの二次的な問題が主となること、②これらは努力してもなかなか報われないことによる自己評価の低さ、達成感の欠如からくる心因的反応であること、③発達障害では二次的な不適応が高率に発生し、とくに中学校に進むころから不登校が急速に増加することを指摘している。また「AD/HD の診断を受ける子どもは（中略）思春期では約 10%が不登校となっている」（市川：2004）、「高機能広汎性発達障害児 354 名に関して併発症を調べてみると、不登校 33 名（9.3%）」（杉山・河邊：2004）であることなどが報告されている。

心理臨床分野では、相澤（2004）が「不登校」「ひきこもり」の臨床的検討をとおして、高機能広汎性発達障害に対する無理解は福祉的対応の在り方にも影響し、生活上の困難があっても障害者福祉の対象になっていない現状を指摘している。また全国の適応指導教室の利用者数が全不登校児童生徒数の 1 割程度しかない点、相談員に発達障害の専門家が少ない点、利用対象者が義務教育の児童生徒に限られている点を挙げ、「不登校」「ひきこもり」の改善に向けて適応指導教室の拡充整備の必要性を説いている。

司法臨床の領域においても、家庭裁判所医務室制度の事例をとおして高機能自閉症の少年事件が、障害の見えにくさゆえに「問題」なく「処理」されることが多いとの指摘（崎濱：2004）、高機能広汎性発達障害者の成人期事例における対人関係問題の困難さなどが報告されている（梅下：2004）。藤川（2007）は 2004 年に東京家庭裁判所で行われた疫学調査の結果について、以下のように述べている。調査官が面接をした 862 人のうち、広汎性発達障害・ADHD・知的障害が疑われるものを抽出し、そのなかで広汎性発達障害と診断ないし疑いがあるとされたのが 24 件・2.8% であり、この数値は一般的に考えられている広汎性発達障害の出現率 0.6～1.2% の 2～4 倍である。十一・崎濱（2002）によれば、広汎性発達障害者の触法行動は、その「形式」には障害特性が明瞭に反映されているが、必ずしも障害自体が触法行為の「動因」となっておらず、孤立や疎外といった二次的な障害から生じたストレスが非行の動因となつた事例を示している。

以上のように、発達障害児への不適切な対応や放置の結果においてしばしば不登校・ひきこもり、飛

行・触法行為などの「二次症状」を引き起こすことが指摘され始めている（杉山：2005,2007、十一：2004 は「二次災害」と呼んでいる）。しかし学校教育においては、発達障害と不適応の問題を扱った研究の蓄積はきわめて不十分である。学校教育の問題として発達障害が取り上げられるとき、学習面でのつまずきや対人関係の問題が中心的に扱われる傾向があるが、彼らが直面する不適応問題についての実証的研究はほとんど未着手の状況にある。

それゆえに本稿では、埼玉県内の高校の養護教諭を対象に、LD・ADHD・アスペルガー障害・高機能自閉症・軽度知的障害等を有する発達障害生徒の学校不適応の実態調査を実施し、彼らの困難・ニーズと学校の対応の実態および当面する課題を明らかにする。

調査対象を高校にしたのは、筆者らの首都圏の高校等に在籍する発達障害生徒の実態調査（高橋・内野：2005・2006、内野・高橋：2005・2006・2007）からも、発達障害を有する高校生らは学習・学校生活・進路のあらゆる面において多くの困難・ニーズを抱えていることが明らかとなっており、また養護教諭としたのは、養護教諭が生徒の心身の健康・発達を支援する立場にあり、高校においては発達障害への理解が他職種に比較して進んでいることが先行研究からもうかがえるからである（喜井：2006）。

調査の方法は、質問紙調査票（①在籍実態、②学校または家庭で顕著な不適応を示す生徒の状況とその対応に関する生徒別調査票、③発達障害に関する研修会の実情、不適応状況にある生徒への支援の今後の対応の 3 部から構成）を作成し、それを埼玉県内の全ての国公私立高校 245 校（国公立全日制 158 校、私立全日制 47 校、定時制・通信制 40 校）の養護教諭に郵送して実施した。調査期間は 2006 年 6 月 1 日から 8 月 1 日、102 校（公立全日制 63 校、私立全日制 23 校、定時制・通信制 15 校、不明 1 校）から回答があり、回収率は 41.6% であった。

【調査の結果】

1. 発達障害生徒の在籍状況

医師等から LD・ADHD・アスペルガー障害・高機能自閉症・軽度知的障害等の発達障害の診断・判定を受けている生徒数について、表 1 にまとめた。28 校から該当生徒の在籍について回答があり、その総数は 50 人であった。障害種別ではアスペルガー障害：10 人（20%）と一番多く、次いで ADHD：9 人（18%）、LD：5 人（10%）高機能自閉症：4 人（8%）、軽度知的障害：3 人（6%）の順となっている。「その他」の占める比率が 38% と高いが、これについて具体的記述があったのは統合失調症、うつ病、神経症など、いずれも精神神経疾患であった。男女比は約 2 対 1、

学校種別では公立全日制 25 人 (50%)、次いで定時制・通信制 16 人 (32%) に在籍している。

表1 軽度の発達障害の診断・判定を受けている生徒数 n=28 校 (27.7%)

	公立全日制 14 校 (50%)	私立全日制 6 校(21.4%)	定時制・通信制 7 校(25%)	不明 1 校(3.6%)	合計
LD	4	0	1		5 (10%)
ADHD	4	0	5		9 (18%)
高機能自閉症	2	1	1		4 (8%)
アスペルガー障害	2	6	1	1	10 (20%)
軽度知的障害	3	0	0		3 (6%)
その他	10	1	8		19 (38%)
合計	25(50%)	8(16%)	16(32%)	1(2%)	50 人

医師等による診断・判定はないが養護教諭からみて発達障害が疑われる生徒数を表2にまとめた。今回の調査ではとくに発達障害のチェックリスト等は示さずに、回答者に判断を一任したために厳密なものとはいえない。なおさらに多くの該当者の在籍を示唆する養護教諭の次のような記述がみられた。

「数としてあげた生徒は突出した者で、在籍する生徒の大半は何らかの問題を持っているのではないかと疑われる」(公立全日制)、②「低学力の生徒が多く、発達障害が疑われる生徒は多数いるが、具体的な数字でといわれても難しいのが現実」(公立全日制)、③「本校はマンモス校のため、保健室に来ない生徒との関わりは難しく、担任からの情報がなければ把握は不可能」(私立全日制)。

以上のように表2が示す数は実態よりもかなり少ないであろうということをふまえた上でも、疑われ

る生徒の総数は 117 人であり、診断・判定を受けている生徒数の約 2.3 倍、さらに精神神経疾患が多い「その他」を除くと前者は後者の約 3.3 倍である。また男女比は約 1.7 対 1 である。定時制・通信制高校の疑われる生徒数は全日制高校全体を上まわる。発達障害の診断・判定や特別な教育的配慮を受けることがないままに高校段階に至った生徒の多くが定時制・通信制高校に在籍していると推定されるが、そうした実態について養護教諭の次のような記述がある。「定時制生徒の中には、疑わしい、あるいは明らかに軽度の発達障害と思われる生徒が在籍する。ほとんどが中学校で不登校を経験し、医療機関にも関わらず診断を受けていない」(定時制・通信制)。

表2 養護教諭からみて発達障害が疑われる生徒数 n=29 校 (28.7%)

	公立全日制 13 校(44.8%)	私立全日制 8 校(27.6%)	定時制・通信制 8 校(27.6%)	合計
LD	8	1	12	21
ADHD	4	3	15	22
高機能自閉症	8	1	11	20
アスペルガー障害	3	10	4	17
軽度知的障害	7	0	16	23
その他	8	0	6	14
合計	38(32.5%)	15(12.8%)	64(54.7%)	117 人

軽度の発達障害の診断・判定がある、あるいは疑いがある生徒 167 名についてまとめたのが表3である。障害種別では ADHD が 31 人 (18.6%) とやや多く、アスペルガー障害 : 27 人 (16.2%)、LD と軽度知的障害 : 26 人 (15.6%)、高機能自閉症 : 24 人 (14.4%) とほぼ横並びであった。学校種別では定時制・通信制高校の在籍者が 80 人 (47.9%) と最も多い。

男女比は約 1.7 対 1 であるが、これは例えば文部科学省の「今後の特別支援教育の在り方に関する最終報告」(2003 年) における軽度発達障害が疑われる児童生徒の男女比が約 2.5 対 1 であることなど、類似の他の調査等が示す数値に比べると女子の割合が高い。その理由のひとつには、疑いがあるとされる女子の少なくないものは精神神経疾患であり、そ

れと軽度の発達障害が峻別されないで回答されていることに起因していると思われる。この点にも、高

校において軽度の発達障害の理解が浸透していない実態が垣間みれる。

表3 軽度の発達障害の診断・判定のある/疑われる生徒数 n=43校 (42.6%)

	公立全日制 23校 (53.5%)	私立全日制 9校 (20.9%)	定時制・通信制 10校 (23.3%)	不明 1校 (2.3%)	合計
LD	12	1	13		26 (15.6%)
ADHD	8	3	20		31 (18.6%)
高機能自閉症	10	2	12		24 (14.4%)
アスペルガー障害	5	16	5	1	27 (16.2%)
軽度知的障害	10	0	16		26 (15.6%)
その他	18	1	14		33 (19.8%)
合計	63(37.7%)	23(13.8%)	80(47.9%)	1(0.6%)	167人

2. 発達障害生徒の学校不適応の実態

学校において著しい不適応状態を示す生徒については、表4に示したように31校から78人について回答があった。障害種別ではアスペルガー障害が最も多く17人(21.8%)、次いでLD:12人(15.4%)、軽度知的障害:11人(14.1%)、ADHD:9人(11.5%)、高機能自閉症:5人(6.4%)であった。これらのうち17人(21.8%)は医師等の診断・判定があり、その内訳はアスペルガー障害:7人、LD:6人、軽度知的障害:2人、ADHDと高機能自閉症:各1人であった。「その他」が24人(30.8%)と多いが、これはうつ病、統合失調症、神経症、摂食障害などの精神神経疾患であり、そのうち10人については医師等

の診断・判定があった。

男女別では男子42人(53.8%)、女子28人(35.9%)、不明8人(10.3%)で男女比は約1.5対1であった。そのうち男子5人と女子13人および不明6人が「その他」であり、これを除いた軽度発達障害と思われる生徒54人の男女別は男子37人、女子15人、不明2人となり、男女比は約2.5対1となる。

学校種別では公立全日制が49人と全体の62.8%を占め、私立全日制、定時制・通信制が14人(17.9%)であった。また公立全日制高校1校から4人の生徒について個別知能検査を学校で実施したという回答があった。

表4 学校不適応生徒の障害種別・学校種別一覧 n=31校 (30.7%)

	公立全日制 18校 (58.1%)	私立全日制 7校 (22.6%)	定時制・通信制 5校 (16.1%)	不明 1校 (3.2%)	合計
LD	7	0	5		12(15.4%)
ADHD	5	2	2		9(11.5%)
高機能自閉症	3	2	0		5(6.4%)
アスペルガー障害	5	9	2	1	17(21.8%)
軽度知的障害	7	0	4		11(14.1%)
その他	22	1	1		24(30.8%)
合計	49(62.8%)	14(17.9%)	14(17.9%)	1(1.3%)	78人

学校および家庭における不適応状態に関する記述から筆者が主訴を判断し、障害別にまとめたものが表5である。なお調査票において「顕著な不適応」として例示したのは「不登校、ひきこもり、精神神経的症状、いじめ・被虐待、暴言・暴力、非行、行為障害、触法行為など」であったが、回答には単位取得・進級・進路に関わる学習困難、いじめ・暴力などに至らないまでも対人関係に困難があるという事例が複数あったので、その項目をおこした。なお

今回の調査では、非行・行為障害・触法行為に関する事例についての回答はなかった。

主訴別では精神神経的症状が最も多く20人(25.6%)であるが、これはうつ病・神経症・統合失調症など精神神経疾患の生徒10人(12.8%)がここに含まれるためである。それ以外では学習困難17人(21.8%)、不登校・ひきこもり16人(20.5%)、暴言・暴力10人(12.8%)、対人関係困難9人(11.5%)、いじめ・被虐待6人(7.7%)であった。

表5 学校不適応生徒の主訴別一覧

	LD	ADHD	高機能自閉症	アスペルガー障害	軽度知的障害	その他	合計
不登校・ひきこもり	0	0	0	5	0	11	16(20.5%)
精神神経的症状	0	1	2	2	2	13	20(25.6%)
いじめ・被虐待	1	2	2	0	1	0	6(7.7%)
暴言・暴力	1	2	1	5	1	0	10(12.8%)
学習困難	9	2	0	0	6	0	17(21.8%)
対人関係困難	1	2	0	5	1	0	9(11.5%)
合 計	12	9	5	17	11	24	78人

(1)不登校・ひきこもり

①アスペルガー症候群の診断をもつ男子2年生（定時制高校）は中学校時に不登校であり、知的障害養護学校高等部を1年間経験して高校に入学した。入学にあたり、職員全体で共通理解をはかり準備していたが、定時制高校入学後ではクラスのマスコット的存在であり、教科学習でもとくに問題はみられない。しかし家庭では起床時間が定まらず、ゆとりをもって登校できない状況がある。本人にとって今の状況が「いや」ではないようなので、家庭としては少しずつ自立を促していくみたいという。

②昨年度、中学校で不登校であった生徒6人が入学し（公立全日制）、保健室の隣のカウンセリング室をその生徒らに開放した。彼らは同室の仲間とは笑顔で語り合うが、カウンセリング室から出ると不安で顔は氣力を失う。養護教諭は時間をみつけてはその生徒たちと語り合い、担任は気の合いそうな生徒をカウンセリング室に行かせ教室に行けるように促すとともに、重症な生徒については保護者をよび、生徒の様子・今後の生活等について相談をした。6人中5人は教室に戻れた。

これらは中学校で不登校状態であったことが入学時から判明している生徒に対し、担任まかせにしない形で柔軟に対応し、高校における支援により登校可能になったと思われる事例である。

③アスペルガー症候群の疑いのある3学年の女子生徒（私立全日制）は、1学年の時に不登校を起こしたが、行事には「参加しなければならない」と思い、無理して参加していた。担任、学年団が毎日電話をしたり、登校時に関わったりしていた。現在、遅刻は時々あるが登校している。

④アスペルガー症候群の診断のある2年男子（私立全日制）は、過去のことやある特定のことへのこだわりが強く、マイナスのことばかり考えている。一方的に思いをよせた女子生徒に拒絶されたことを

きっかけに不登校となり、1年間休学した。担任、元担任、保健室、校長などが本人と関わり、家庭・医療機関とも連携した取り組みの後に復学し、現在は登校している。こだわりはまだ強いが、人の話を聞いて納得したように見えることが最近は多いと記述されている。

これらは高校段階で不登校を起こした生徒たちの事例である。2事例ともに①、②と同様に学校が組織的に対応し、現段階では回復している。その一方で担任と養護教諭などが連携しながら対応しても厳しい状況にあり、⑥のように進路変更を余儀なくされている事例もある。

⑤「自閉的傾向の疑い」のある女子1年生（公立全日制）は、中2の半ばから友人関係のもつれから学校に行けなくなり、中学卒業まで自宅で過ごす。高校入学後、教室では人の目が気になり保健室登校を経て、現在も不登校状態である。担任がこまめに家庭と連絡をとり、保健室とも連携しているが、なかなか効果が挙がらず、不登校状態が続いている。

⑥アスペルガー症候群の2年男子で、昼夜逆転してゲームにはまっている。1年次には昼休みになると常に保健室にいて、特別配慮で進級したが、2年次は3日のみの登校で、ひきこもってゲームをしている。家族はフリースクールへの転校を考えている。

(2)精神神経的症状

①高機能自閉症の疑いがある2年女子（公立全日制）は、体育の授業になると腹痛を訴えて保健室に行った。授業に出たくないと思ったら絶対出ないという頑固さがあり、早退も多かった。担任とカウンセラーの相談で、本人の性格に偏り（自閉的傾向）があるのでという仮説を立て、カウンセラーと保護者、本人との相談を実施し、体育の授業への参加など課題を本人にとってわかりやすいように確認し合った。その後、症状が次第に改善し、クラス替え

の際の配慮も効果があったのか、友だちができるようになり体育等にも参加できるようになり、積極的におしゃれもするようになった。

②アスペルガー症候群が疑われる3年女子（公立全日制）は、体育において長距離走などいやな種目があるときや友人関係で傷つくとパニック状態になり、自分のブラウスをビリビリに破ることなどがあった。幼児性が残り、言葉も幼く、コミュニケーションが一方的である。これに対して学校は、パニック時は静かな所で落ち着かせ、本人の話しをよく聞くように努めるとともに、周囲の生徒に対して本人への理解を求めた。また母子とスクールカウンセラーとの相談を実施した。次第にトラブルがなくなり、不登校・遅刻が改善された。

身体と言動の両面にわたる「わかりにくい」状況に丁寧に対応し、改善がみられた事例である。しかし精神神経疾患（的様態）がある場合には、以下の例のように、対応に苦慮していることが多い。

③アスペルガー症候群の疑いのある3年生男子（私立全日制）は、授業中でもどこでも突然に笑い出したり、泣き出したり、暴れたりする。さほどたいしたことはなくても、本人にとって面白いことがあると、しばらくそのことにこだわり続ける。学校は見守る姿勢でとくに対応ができない、周囲はどのように対応したらよいのか戸惑っている。

④うつ病の診断のある2年男子（公立全日制）は強迫神経症的傾向があり、気になることがあると授業をぬけてどこでも聞きにいく。いろいろな目標をベラベラと語った直後に不登校状況になる。「眠れない」「起きられない」と訴える。担任は医師や保護者と連絡をとり、校外行事の際には養護教諭が対応したが、欠席が多くて2学年に留年している。

③いじめ・被虐待

①高機能自閉症が疑われる3年男子（私立全日制）は、クラス内での対人関係がうまくいかず、「変な生徒」としてクラスメイトからからかわれていた。これに対して学級担任はクラス内の対人関係に注意をはらい、週に1度、スクールカウンセラーによる本人に対する面接を実施した。現在は3年生になり、他の生徒もその特徴を理解し対応している様子で、本人を傷つけるような言動は減っている。

②ADHDが疑われる3年男子（私立全日制中高一貫校）は、中学入学当初から対人関係がうまくいかず、いじめにあっていると訴えていた。本人は自分の注意の向くほうばかりに気持ちがいって周囲の状況が見えず、他の生徒によると、むしろ迷惑になっ

ていたという。これに対し学校全体で「いじめは絶対に許さない」態度で対応した。また本人には数学的能力がずば抜けていたので、その能力を認めて褒め、悪い所は悪いと指摘した。中高6年間を過ごすなかで教職員も生徒も本人の存在を認めてきたので、本人も落ち着き、対話も成立するようになっている。

③LDの診断がある2年生女子（公立全日制）は、中3の時にいじめにあい、相談室登校をしていた。高校入学後もクラスの男子の乱暴さにとけこめず、いじめられやすい状態が続いた。部活も勉強も努力するが伸び悩み、行動面もゆっくりで、相手のテンポに合わせるのが困難であった。母子密着傾向があり、本人は母親のいうことが何でも一番であった。高校入学後、いじめがあった後、母子でカウンセラーと相談を実施し、学校側も注意深く見守るようにした後は落ち着きをみせる。しかし1年3学期に進路問題で悩み、精神的に不安定になり、本人の希望で精神科を受診してLDの診断を受け、継続的に治療を行っている。

④暴言・暴力

①アスペルガー症候群の疑いがある2年男子生徒（定時制）は、1年次に全日制の女子生徒が自分の顔を見て笑ったと興奮して泣きながらしゃべりまくる、クラスの男子生徒にひょんなことから爆発して暴力行為に及ぼうとするのを複数の教員でおさえ別室で怒りがおさまるまで話しを聞くなどのことがあった。その際、小・中学校でいじめられ、友だちも少なかったことなど同じ事を何回もくり返し話していた。その日は教科担当、教頭、手の空いている教員が対応にあたり、母親をよんで帰宅させた。母子家庭で家庭でも対応に困っているようなので、まず保健所に相談にいくように勧めたが、未だに行っていない。その後学校では教師集団で連携をとり、本人の話しをよく聞くようにしている。本人の話しを聞くだけでも状態が改善されるようで、学校では問題が起きていない。

②高機能自閉症の診断がある3年男子生徒（公立全日制）は、入学当初において質問の回数が過多で、実習を伴う授業で混乱をきたし、周囲の生徒を道具で殴るなどがあった。その際に中学校時の担任が来校し、中学時代の様々なエピソードと対処の仕方を連絡してくれた。学年団でもこれを受け、対応を話し合い、担任と教科担任が共通理解のもと、本人が混乱しないように、丁寧に同じ対応ができるように努めた。パニック時には、教員の説明不足が原因になっている場合もあることなどを話題にし、クラス替えの際も名簿の前後を変えないなどの工夫をした。その結果、学年が上がるにつれ落ち着き、今は顕著

な不適応状態はみられない。

以上は生徒の暴力的噴出の場面にあっても周囲が冷静さを失わずに、本人の立場にたって対応して不適応状態を解消していった事例である。とくにアスペルガー障害の生徒の場合には「まずは本人の話を聞く」ということが鍵になると思われる。また②は中学校からの引き継ぎが有効であった事例である。なお次の事例は、高校のいわゆる「生徒（生活）指導」における「処分」によるものである。

③ADHD の診断のある 3 年男子（公立全日制）は騒がしい環境が苦手であり、また時間を守ることに固執して守れない人が許せなかった。遠足のバーべキューの際に、いつも本人をからかってくる同じクラスの生徒が「水とって！」といったところ、本人には「命令」と聞こえ、「お前に命令される覚えはない」と興奮して相手を殴った。これに対して学校は、行事中の暴力行為として謹慎 5 日の指導措置をとり、その後、暴力行為はおさえられている。本人はその後に同じような場面に遭遇した時には「学校をやめさせられる」とじっと我慢するか、その場を去り、その後で担任や学年の教員に文句を言い続けてストレスを発散している。

回答中、戒告・謹慎・停学・退学等のいわゆる「生徒（生活）指導」上の「処分」で対応したのは 78 件中この 1 件のみであった。この事例の場合、文面からは単純に「人を殴ったから謹慎 5 日」を適用したのではなく、ADHD の診断をもつ生徒の実態に合わせて「今後、怒りたくなった時はどうしたらいいか」「何か言いたくなったら、何でも先生たちが聞いてあげるから」などの丁寧な対応があるからこそ、現在、不適応状態が回避されているのではないかと思われる。一方で、高校入学後も不適応が解消されない次のような事例もある。

④ADHD の診断がある 3 年男子生徒（公立全日制）は、入学時からちょっとしたことで暴力的になり、自己をコントロールできなくなる傾向があり、50 分間落ち着いて授業を受けることもできなかった。これに対して授業中の出歩きや何時間も保健室にいることなどについては、多少大目に見る対応をしたが、学年が上がるにつれてさらに落ち着きがなくなってしまった。

（5）学習困難

①高 2 の女子（公立全日制）は、指示されたことをすぐに忘れてしまう、会話が一方的である、場に

そぐわない答えを返すなどの困難がみられた。本人と保護者の同意の上、カウンセラーにより WISC を実施したところ IQ は 50 であった。知的障害があることがほぼ明らかになったので、現在、障害者手帳を取得する手続きをしている。学校側では課題提出により単位を認定し、遅刻など生活面への指導を徹底することで進級させていく方策をとっている。また友人関係による小さなトラブルはあったものの、乗り越えて元気にやっているので、今のところ、問題が発生しない限り見守る意向である。

②AD/HD の疑いがある 2 年女子（通信制）は、教員が伝えることを理解するのに時間がかかり、話しても理解できているのか否かわからない態度をとる。学校側では保護者との連絡ノートを使い、連絡ミスを防ぐとともに、本人の学校での様子を伝えている。

LD や軽度知的障害が疑われる生徒について、本人の努力がみられるにもかかわらず定期考查等の結果がおもわしくない場合等に、特別な配慮を行っている事例である。しかしこのように、進路選択の段階になると困難をきたすことが予想される場合もある。

③LD の疑いがある 4 年生女子（定時制）はとりわけ読解力が低く、授業もわからないことが多い状態で、45 分間の授業に耐えられずにマンガ本を読んだり、保健室に来室したりすることがしばしばである。各教科担当は定期考查前にポイントを教えて、何とか最低ラインをとれるように指導してきた。また総合的学習の時間において、数学や漢字の補習をし、自分のペースで学べるようにした。その効果もあり、数学はゆっくりではあるが小学校 5 年生程度まで進んだ。しかし自動車免許の学科で、問題文が読みないために合格できない。アルバイトもいくつかやってみたが、おつりの計算ができず、数日でやめさせられている。

（6）対人関係困難

①アスペルガー症候群の診断がある 3 年男子生徒（私立全日制）は、クラスの友人と不和に悩んでいた。これに対して学校側では担任、養護教諭、保護者による月 1 回のコンサルテーションを実施し、友人と不和が改善された。

発達障害の正式な診断がある生徒について、組織的・計画的な対応で不適応状況を解消した事例である。しかし同様に対応して改善がみられるものの、依然として課題が残るという事例もある。

②アスペルガー症候群が疑われる3年女子（私立全日制）は、友人関係でうまくいかないことが多い。1対1であれば問題は少ないが、グループのなかでは相手の気持ちがわからなくなっている、その場の雰囲気を読めない様子であった。これに対して学校は、学級担任・部活動顧問が対人関係に注意をはらい、保健室に来室した際には本人の話しをよく聞き、必要に応じてスクールカウンセラーと相談して心のケアにあたっている。この取り組みを通じて一つひとつの問題を解決しながら経過しているが、それでも本人が「問題」と感じるトラブルを起こしてしまう。

③アスペルガー症候群の診断がある2年男子（公立全日制）は、聴覚がよく英語のオーラルができるなど学習面では問題がないが、友人関係で突然、興奮することがある。女子生徒と関わる際に相手を執拗に追いかけることがあり、注意が必要である。男女交際で問題があった頃、担任や学年団で発達障害について学び、本人を理解しようとすることで本人への対応がスムーズになり、現在は学校における不適応状況はほとんどなくなった。しかし友人関係を結ぶことは依然として困難であり、社会に出てからが不安である。

【考 察】

1. 発達障害生徒の在籍実態

今回の調査で挙げられたLD・ADHD・アスペルガーリー症候群・高機能自閉症・軽度知的障害等の発達障害の診断・疑いのある生徒数167人は、回答校全体の在籍生徒数80,191人の約0.2%であり、小・中学校で約6.3%ともいわれるLD・ADHD・アスペルガーリー症候群・高機能自閉症の出現率と比較するといかにも少ない。

さらに学校間の差がきわめて大きい。回答校102校のうち半数以上の59校が発達障害生徒の在籍を「0名」または「不明」とする一方で、生徒数のうち発達障害の診断・疑いのある生徒数の割合が37.7%（定時制）にのぼるものを見ると最高に、6%を超える学校が6校（公立全日制2校、定時制4校）にのぼった。このなかには、今年度から特別支援委員会を立ち上げた、数年前より発達障害に関する校内研修会を実施しているなど、生徒の実態から発達障害問題に積極的に対応している学校が含まれている。

しかし全体としては、発達障害に関する校内研修を実施した高校が僅かに15校（14.7%）であるように、高校段階における発達障害生徒の実態把握と対応がきわめて低い水準にとどまっているといえよう。

2. 発達障害生徒の学校不適応の実態と対応

今回の調査において報告されたのは僅か31校78名分の事例であり、これが埼玉県の高校における発

達障害生徒の学校不適応の実態とその対応を示しているとは言い難い。むしろ積極的に回答した高校における限定された現状とみるべきであろう。そのことを前提にこれらの事例の特徴を考えてみたい。

まず発達障害の診断・疑いのある生徒の学校不適応状態が、学年が上がるにしたがって解消されているという記述内容が多いことである。その際に、担任あるいは養護教諭まかせにせずに、学年の教職員集団あるいは管理職も含めて組織的に対応していること、発達障害について学習しながら生徒の個々のニーズに柔軟に対応している点が共通している。

定時制・通信制や一部の全日制高校では現実の生徒の困難・ニーズから出発して、発達障害生徒への教育支援の取り組みが部分的に開始されているが、その一方で「残念ながら、丁寧な指導をしている本校でさえも退学せざるを得ない生徒が毎年40%もおり、その中には知的障害・発達障害の生徒が含まれている」（公立全日制）との記述に象徴される実態があることに十分に留意しなければならない。

文部科学省「生徒指導上の諸問題の現状について（概要）」（2005年）によると、2004年度における高校中途退学者は全国で77,897人、埼玉県だけで4,527人にのぼる。その事由で最も多いのが「学校生活・学業不適応」で全体の38.4%（全国）を占めていることから、上述の指摘のように高校中途退学者のなかには発達障害に関わる学校不適応の事由によるものも相当数、潜在していることが予想される。今回の調査回答における78事例は、様々な学校不適応に苦しみながらも、学校をやめないで「生き残っている」生徒ともいえよう。

同じく文部科学省の調査統計によると2004年度の高校の「暴力行為」の発生件数は全国で5,022件、発生学校数1,734校、発生学校数の割合42.4%であり、4割以上の学校で暴力行為が発生していることになる。今回の調査では非行・行為障害・触法行為の回答はなかったが、統計上の暴力行為に関する数値を考慮するならば、この問題に関しても発達障害との関連でより掘り下げて解明すべき課題である。

今回の調査で挙げられた学校不適応生徒の事例の多くは、教職員・保護者の対応、本人の努力等によって不適応状態が解消されつつあると思われるものである。これは今回の調査が在籍者のみを対象とし、中途退学者が含まれていないこととも関連があると思われる。発達障害生徒の学校不適応について「不登校状態が続くと退学していくケースが多いと思われる」「学校に来なければ打つ手なし」（公立全日制）という記述があるように、高校段階では中途退学者のなかにより深刻な状況にある生徒がいることが予想される。

3. 今後必要とされる支援

高校段階における発達障害生徒の支援のために、今後必要とされることに関して自由記述で回答を求めた。「専門機関から具体的なアドバイスを受け、密に連絡をとりながら指導できる体制を整える」「希望する高校に対し、該当すると思われる生徒への診断や検査の専門家による定期的な巡回をお願いしたい」(公立全日制)、「軽度発達障害が疑われる時、まず学校がどこに相談したらよいか、近くに発達障害に詳しい医療機関があるか知りたい」(公立全日制)、「外部専門機関へのアクセス方法を知ること」(私立全日制)など外部専門機関との連携・協働や情報提供を求める記述が29校(28.7%)と最も多かった。

次いで「一般の教員の関心が薄いため、まずは先生方への研修」「高校教職員(管理職も含めて)の勉強不足を改善」(公立全日制)、「早期発見のための教職員研修会」(私立全日制)など教職員向け研修会の実施を求める記述が25校(24.8%)、「『気になる子』を対象に学年、分掌で会議が持てるようにする」(公立全日制)、「それぞれの生徒に対応していくためには校内の支援体制の整備は必要」(定時制)、「学校全体で取り上げ、教員全体で情報交換することが大切」(私立全日制)など校内支援体制の整備を求める記述が22校(21.8%)であった。

また「少人数学級、教員の増員が必要」「専門職員の配置(授業の遅れを補う教員、カウンセリング等)」

(私立全日制)、「スクールカウンセラーを常時配置する」(公立全日制)など教育条件整備や専門職の配置を求める記述、「中学校との連携、中学校での指導と一貫性のある対応」「中学校からの申し送りのようなものがあればよいのでは」(公立全日制)など中学校との連携・情報共有を求める記述もみられた。

【おわりに】

今回の調査をふまえ、高校における発達障害生徒の学校不適応問題への対応の課題についていくつか述べておきたい。

まず高校における発達障害生徒の各種の困難・ニーズの把握および不適応問題への対応は、まだほとんど未着手の課題ということである。実態把握は高校によって大きな差がみられるが、この課題に積極的に対応していると思われる学校は、定時制・通信制高校や募集定員割れをおこしている公立全日制高校、一部の私立高校であった。それに比して、いわゆる「進学校」といわれている高校からの不適応事例に関する生徒別調査票の送付はごく僅かであった。

また「以前に勤務していた学校はいわゆる『困難校』といわれるところで、今思うとLDやADHDの生徒が大勢いたのではないか。しかし私も含めて全

く理解がなかったので、謹慎等の処分を受けることが多々あった」(公立全日制)という養護教諭の記述にもみられるように、非行・問題行動等について発達障害との関連について検討されることなく生活指導上の処分対象となり、結果として中途退学せざるを得なかつた事例も少なくないのではないかと推定される。小・中学校段階で6.3%ともいわれる出現率の高さを考慮するなら、高校の生活指導にも発達障害の理解と対応が不可欠である。

今後必要とされる支援として挙げられた内容は、外部専門機関との連携・協働、教職員研修や校内支援体制の確立などであり、特別支援学校からの支援を求める回答は皆無であった。このことは発達障害生徒の各種の困難・ニーズへの対応は、通常の高校教育の課題ととらえていることの反映であるとも考えられる。高校における特別支援教育はほとんど未着手であるが、しかし青年期特有の発達的課題とも相俟って二次的障害を起こしている事例が多いこと、社会への移行がせまっていることなどを考慮するなら、高校における教育的対応の確立は不可欠である。

【附記】ご多忙の中、本調査に対して丁寧なご回答を多数寄せていた埼玉県内の高校養護教諭の方々に心より感謝を申し上げる。本報告が、高校における発達障害生徒の対応や特別支援教育の確立に多少でも役立つことがあれば幸いである。

文 献

相川賢樹・高橋 智(2005) 知的障害児の後期中等教育と保護者のニーズ—埼玉県における保護者のニーズ調査からー、『学校教育学研究論集』11、pp.71-89。

相川賢樹・高橋 智(2005) 障害児の中学校特殊学級教育および後期中等教育の課題—埼玉県における障害児の保護者のニーズ調査からー、『東京学芸大学紀要』56(第1部門・教育科学)、pp.217-242。
相澤雅文(2004) 高機能広汎性発達障害児(者)と「不登校」「ひきこもり」の臨床的検討、『障害者問題研究』32(2)、pp.147-156。

市川宏伸(2004) AD/HD児への学校への援助のあり方—医療現場からー、『教育と医学』52(4)、pp.58-65。

内野智之・高橋 智(2005) 高等学校等における軽度発達障害児の教育実態の検討—埼玉県の高校等への質問紙調査からー、『学校教育学研究論集』12、pp.63-81。

内野智之・高橋 智(2006) 高校等に在籍する軽度発達障害児の教育実態—神奈川県の高校等への質問紙調査からー、『東京学芸大学紀要』57(総合教育

- 科学系)、pp.231-252。
- Uchino Tomoyuki , Takahashi Satoru (2007) Difficulties and Needs of Upper Secondary School Students with Mild Developmental Disabilities in School Life ; A Survey of Students with Mild Developmental Disabilities Including Mild Intellectual Disabilities, *The Japanese Journal of Special Education*, Vol.44 No.6, pp.507-521.
- 梅下節瑠 (2004) 家庭事件に見る成人の高機能広汎性発達障害、『こころの臨床 a·la·carte』 23(3) 、 pp.306-311。
- 漆畑輝映・加藤義男 (2003) 思春期高機能広汎性発達障害者の学校不適応について、『岩手大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要』 2、 pp.191-201。
- 奥山真紀子 (2000) 不適切な養育(虐待)と行動障害、『小児の精神と神経』 40(4)、 pp.279-285。
- 喜井智章 (2006) 高等学校における軽度発達障害のある生徒への支援に関する現状と課題—知的障害養護学校のセンター的機能を考えるために—(平成17年度独立行政法人国立特殊教育総合研究所長期研修成果報告書)。
- 菊地雅彦・高橋 智 (2005) 中学校「通級指導学級(相談学級)」と不登校生徒の教育支援ニーズ—ある都内中学校相談学級の10年間の卒業生・保護者の事例からー、『障害者問題研究』 33(1)、 pp.62-70。
- 菊地雅彦・高橋 智 (2006) 卒業生からみた中学校「通級指導学級(相談学級)」と不登校生徒支援のあり方—卒業生とその保護者への質問紙調査からー、『学校教育学研究論集』 13、 pp.65-77、 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科。
- 小枝達也 (2002a) 心身の不適応行動の背景にある発達障害、『発達障害研究』 23(4)、 pp.258-266。
- 小枝達也 (2002b) 学習障害、『小児科診療』 4(41)、 pp.573-576。
- 小枝達也 (2003) 注意欠陥/多動性障害の診断と治療、『医学のあゆみ』 206(9)、 pp.669-673。
- 国立特殊教育総合研究所知的障害教育研究部軽度知的障害教育研究室 (2002) 『軽度知的障害・学習障害等の後期中等教育段階における各種教育機関の教育の実際と今後の方向』。
- 小島昌夫 (1999) 高校改革論の視点からみた課題、高橋智ほか編『〈講座転換期の障害児教育第1巻〉特別なニーズ教育と学校改革—歴史と今日の課題—』三友社出版、 pp.263-287。
- 近藤隆司・氏家靖浩・松木健一 (2002) 発達障害を疑う不登校児への教育支援、『特殊教育学研究』 39(5) 、 pp.17-23。
- 齋藤万比古 (2000) 注意欠陥/多動性障害(ADHD)とその並存障害—人格発達上のリスク・ファクターとしてのADHDー、『小児の精神と神経』 40(4) 、 pp.243-254。
- 齋藤万比古 (2002) 注意欠陥多動性障害と並存障害、『小児科診療』 65(6)、 pp.960-964。
- 齋藤万比古 (2003) 不登校と適応障害、『PSIKO』 4(5)、 pp.30-37。
- 崎濱盛三 (2004) 家庭裁判所に登場する高機能自閉症、『こころの臨床 a·la·carte』 23(3) 、 pp.301-305。
- 杉山登志郎 (2000a) 軽度発達障害、『発達障害研究』 21(4)、 pp.241-251。
- 杉山登志郎 (2000b) 注意欠陥多動性障害と非行、『小児の精神と神経』 40(4) 、 pp.265-277。
- 杉山登志郎 (2002) 非行と発達障害、『臨床心理学』 2(2) 、 pp.210-219。
- 杉山登志郎・海野千畠子・浅野朋子 (2003) 高機能広汎性発達障害にみられる解離性障害の臨床的検討、『小児の精神と神経』 43(2) pp.265-277
- 杉山登志郎・河邊眞千子 (2004) 高機能広汎性発達障害青年の適応を決める要因、『精神科治療学』 19(9) 、 pp.1093-1100。
- 杉山登志郎編著 (2005) 『アスペルガー症候群と高機能自閉症—青年期の社会性のために—』学習研究社。
- 杉山登志郎 (2007) 『子ども虐待という第四の発達障害』 学習研究社。
- 高橋 智・内野智之 (2005) 高校等に在籍する軽度発達障害児の教育実態—東京都の高校等への質問紙調査からー、『SNE ジャーナル』 11(1)、 pp.26-40、日本特別ニーズ教育学会。
- 高橋 智・内野智之 (2006) 首都圏の高校等に在籍する軽度知的障害を含む軽度発達障害児の教育実態—高校等 1344 校への質問紙調査からー、『発達障害研究』 28(2)、 pp.145-166、日本発達障害学会。
- 十一元三 (2004) アスペルガー障害と社会行動上の問題、『精神科治療学』 19(9)、 pp.1109-1114。
- 十一元三・崎濱盛蔵 (2002) アスペルガー障害の司法事例—性非行の形式と動因の分析ー、『精神神経学雑誌』 104(7), 561-584。
- 富永光昭 (2001) 大阪府における知的障害者の高校教育保障、『SNE ジャーナル』 7(1)、 pp.116-141、特別なニーズ教育とインテグレーション学会。
- 富永光昭・堀家由紀代・白井明子 (2002) 大阪府における知的障害者の高等学校受け入れに係る調査研究校の取り組みの現状と課題、『SNE ジャーナル』 8(1)、 pp.131-145、特別なニーズ教育とインテグレーション学会。
- 藤川洋子 (2007) 少年犯罪と軽度発達障害—家裁調査官の視点から—スペクトラムとしての軽度発達障害、『現代のエスプリ』 474 、 218-224。